

第43号議案

東京都台東区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、日本堤子ども家庭支援センター谷中分室を廃止し、
谷中子ども家庭支援センターを設置するため提出します。

東京都台東区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正
する条例

東京都台東区立子ども家庭支援センター条例（平成13年3月
台東区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表に次のように加える。

東京都台東区立谷中子ども家 庭支援センター	東京都台東区谷中二丁目9番 21号
--------------------------	----------------------

第2条第2項を削る。

第3条第2項を削る。

第8条第1項中「センター」の次に「(東京都台東区立谷中子ども家庭支援センターを除く。)」を加え、同項ただし書を削り、同項第3号中「(分室にあっては、1月1日から同月3日までの日)」を削り、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 東京都台東区立谷中子ども家庭支援センターの休館日は、1月1日から同月3日までの日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長が必要があると認めるときは、センターの休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

第12条第2項中「第3条第1項第2号」を「第3条第2号」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項

の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 東京都台東区立谷中子ども家庭支援センターの指定管理者の指定の手續に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。